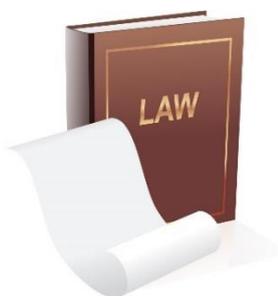


第二・第三部会の皆様にもご案内しています。全会員の方が参加できます。

労働法制をめぐる最新動向！

～人事担当者が押さえるべき法案の審議内容や今後の動きについて～



さて、加藤厚労大臣は9月8日、労基法をはじめ関連8法律の改正内容を取りまとめた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」を労働政策審議会に諮問。これまで継続審議となっていた「労働基準法等の一部を改正する法律案」（労基法、安衛法、労働時間設定改善法）の内容を一部見直すとともに、同一労働同一賃金の法制化に向けた派遣法、パート労働法、労働契約法の一部改正等々を盛り込んだ内容となっております。

このうち焦点の一つである労基法改正は「働き方改革実行計画」に沿って、時間外労働を原則月45時間・年360時間、特別の事情の場合でも年720時間までとする罰則付き上限規制の導入や、「高度プロフェッショナル制度」対象者の健康確保や拡大される企画業務型裁量労働制の対象業務の明確化に関して一部見直しが行われました。

このように、労働法制が目まぐるしく動いている昨今、法律が決まってからでは労働局等から話を聞く機会は多々あるため、出来るだけ現在進行形の法案の審議内容や今後の動きについて話を聞きたいとの主旨で、毎年この時期、経団連より講師をお招きし解説をお願いしております。

つきましては、この機会、是非多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。
(労働法制に前知識のある方を対象とした講義です)

日時

2017年11月29日(水) 15:00～17:00

会場

京都銀行 本店東館 4F セミナールーム
(京都市下京区烏丸通高辻東北角)

講師

一般社団法人 日本経済団体連合会

労働法制本部長 輪島 忍 氏

参加費

無料

申込要領

◇問合せ先 京都経営者協会 事務局（担当：塚本）
TEL 075-361-8406 / E-mail / tsukamoto-h@kyotokeikyo.or.jp
ホームページ / <https://www.kyotokeikyo.or.jp>

京都経協HP



◇申込先 ホームページより、オンラインフォームで申し込みいただくか、下記申込書を
FAX（075-361-8974）にて、お送りください。
※なお、受講券は発行しておりません。直接会場へお越しください。

第一部会「2017年度第3回研究会」参加申込書

< 2017年11月29日(水) 於：株式会社京都銀行 本店東館 4F セミナールーム >
ご記入のうえ、FAXにてお申込み下さい。

貴社名						
連絡窓口 (連絡窓口の方も研究会にご参加の場合は、恐縮ですが下記にもご記入願います)	お名前			部署・役職		
	TEL	()	—	FAX	()	—
	〒					
	E-mail					
所属・役職	参加者お名前(フリガナ)			備考		

⇒ お申込先 FAX 075-361-8974 京都経営者協会 塚本宛